

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

さぬき市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧大川町松尾村・旧長尾町多和地区・旧大川町松尾村に接するセンサス集落
旧長尾町長尾地区、旧寒川町石田地区、旧大川町富田地区（県特認地域）

(1) 現況

本地域は、傾斜地が多い地域で、棚田等において小規模な稲作などの農業生産活動が行われており、ほ場整備などにより土地の集団化を図りつつ、機械導入による省力化を進めているが、担い手の高齢化、減少等による耕作放棄地の増加などが懸念されている。そのため、耕作放棄地の発生防止を図り、農業生産活動の継続支援を行うため、農地や水路、農道等の地域資源の適切な維持・管理を行い、優良農地を持続的に確保する必要がある。また、傾斜地が多いなどの立地特性を持つ地域については、平坦地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。加えて、農業分野においても地球温暖化防止、生物多様性保全に貢献していくことが重要となっていることから、意欲ある農業者がより環境保全に効果の高い営農活動に取り組むよう促す必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業（以下「2号事業」という。）により農業生産活動の継続的な実施を支援するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業（以下「1号事業」という。）により地域資源の基礎的な保全活動や農村環境の質的向上、施設の長寿命化を図る共同活動等を支援する。また、同項第3号に掲げる事業（以下「3号事業」という。）により環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の導入を推進する。

これらのことを通じて、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 津田地区・大川地区(富田地区)・志度地区・寒川地区(神前・石田北部)・長尾地区(造田・長尾北部)

(1) 現況

本地域は、平坦地から緩傾斜を含む地域で、稲作を主に、麦・施設野菜・飼料作物等、経営の複合化などにより生産性の高い農業生産活動が行われている。

しかし、近年の農業者の高齢化、混住化等に伴う農業集落機能の低下により、

農地や農業用排水路等の保全管理が困難となってきたことから、地域住民と協働で農地の荒廃防止や農業用施設などの保全・管理対策に取り組むことが必要である。また、農業分野においても地球温暖化防止、生物多様性保全に貢献していくことが重要となっていることから、意欲ある農業者がより環境保全に効果の高い営農活動に取り組むよう促す必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では1号事業により地域資源の基礎的な保全活動や農村環境の質的向上、施設の長寿命化を図る共同活動等を支援するとともに、3号事業により環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の導入を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧大川町松尾村・旧長尾町多和地区・旧大川町松尾村に接するセンサス集落・旧長尾町長尾地区、旧寒川町石田地区、旧大川町富田地区（県特認地域）	1号事業、2号事業及び3号事業
②	津田地区・大川地区（富田地区）・志度地区・寒川地区（神前・石田北部）・長尾地区（造田・長尾北部）	1号事業及び3号事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域を設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

- (ア) 旧大川町松尾村（特定農山村法地域）
- (イ) 旧長尾町多和地区（振興山村地域）
- (ウ) 旧大川町松尾村に接するセンサス集落（県特認地域）
- (エ) 旧長尾町長尾地区、旧寒川町石田地区、旧大川町富田地区（県特認地域）

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 市長の判断によるもの
 - a 緩傾斜農用地
勾配が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地で 8 度以上 15 度未満である農用地
 - b 高齢化率・耕作放棄地率の高い農用地
急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄地：田 8%以上、畑（草地等含む）15%以上の農地
ただし、アの（エ）については、急傾斜農用地（田及び畑）を対象とする。

(2) 集落協定の共通事項

(1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地（以下「協定農用地」という。）及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手若しくは公益財団法人香川県農地機構等が貸借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、水路・農道等の管理担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指

名する。

(3) その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述するものとする。